（審査結果の報告）

第五十三条　事務総局官房デジタル・国際総括審議官は、事件の審査が終了したときは、速やかに、その結果を委員会に報告しなければならない。

２　前項の場合において、審査官が法第十六条第二項の規定に基づいて同条第一項に規定する処分をした事件については、次の事項を明らかにして報告しなければならない。

一　端緒

二　審査経過

三　事実の概要

四　関係法条

五　審査官の意見

第二節　課徴金納付命令

（売上額の算定に係る会計処理の基準）

第五十四条　令第七条第一項第一号に規定する一般に公正妥当と認められる会計処理の基準として公正取引委員会規則で定める基準は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第七十号）別表に掲げる企業会計基準第二十九号（収益認識に関する会計基準）とする。ただし、違反行為（令第七条第一項第一号、令第八条第一項第一号、令第九条第一項第一号又は令第十条第一項第一号に規定する違反行為をいう。）をした指定事業者又はその特定非違反供給子会社等の財務計算に関する書類が、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）別表二に掲げる国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第十五号（顧客との契約から生じる収益（Ｒｅｖｅｎｕｅ ｆｒｏｍ Ｃｏｎｔｒａｃｔｓ ｗｉｔｈ Ｃｕｓｔｏｍｅｒｓ））又はアメリカ合衆国の会計基準コード化体系（ＡＳＣ）Ｔｏｐｉｃ第六百六号（顧客との契約から生じる収益（Ｒｅｖｅｎｕｅ ｆｒｏｍ Ｃｏｎｔｒａｃｔｓ ｗｉｔｈ Ｃｕｓｔｏｍｅｒｓ））に従って作成されている場合にあっては、これら基準に従って当該書類を作成する当該指定事業者又は当該特定非違反供給子会社等に係る売上額の算定については、これら基準のうち当該書類が従うものとする。

（課徴金の計算における推計の方法）

第五十五条　法第十九条第二項に規定する公正取引委員会規則で定める合理的な方法は、違反行為期間のうち課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握した期間における同条第一項に規定する額を当該期間の日数で除して得た額に、違反行為期間のうち当該事実を把握することができない期間の日数を乗ずる方法とする。

第三節　確約手続

（法第二十二条の規定に係る通知書の送達）

第五十六条　法第二十二条の規定による通知は、疑いの理由となった行為をしている者又はその代理人に対し、同条各号に掲げる事項を記載した文書を送達して行うものとする。

（排除措置計画の認定の申請方法）

第五十七条　法第二十三条第一項の規定による申請をしようとする者は、様式第五号による申請書を委員会に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　排除措置が疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであることを示す書類

二　排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類

三　その他委員会が法第二十三条第三項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類